

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示**
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一四〇
  - 計量器の定期検査を実施する件 一四〇
  - 国土調査として指定した件 一四〇
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 一四〇
  - 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 一四〇
  - 保安林の指定をする件二件 一四〇
  - 保安林の指定を解除する予定である件 一四〇
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一四〇
  - 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件 一四〇
- 公告**
- 随意契約の相手方を決定した件 一五三
  - 都市計画を変更する件 一五三

## 告示

### 福島県告示第二百六十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年四月七日救急病院として認定した。

令和八年四月十日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
医療法人平心会須賀川病院	須賀川市丸田町一七番地	認定有効期限	
		令和一年四月六日	
		(地域医療課)	

### 福島県告示第二百六十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
令和八年四月十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動車ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	五月一三日 午前二〇時から 午前一一時三〇分まで	二本松市役所岩代支所
		同 午後二時三〇分から 午後三時一五分まで	新殿住民センター
		五月一四日 午前二〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	二本松市役所安達支所
		五月一五日 午前二〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後二時まで	同
		五月一九日 午前二〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	東和文化センター
		五月二〇日 午前二〇時から 午前一二時まで 午後一時から	二本松市役所

右に掲げる市村	本宮市	安達郡大玉村			
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの					
五月二九日から六月二六日まで（土曜日、日曜日を除く。） 午前九時から 午前十一時三〇分まで	五月二八日 午前一〇時三〇分から 午前十一時三〇分まで	五月二七日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月二六日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月二二日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	午後三時まで
福島県計量検定所	本宮市役所白沢総合支所	本宮市役所	大玉村役場分庁舎	同	同

午後一時から  
午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
二本松市、安達郡大玉村及び本宮市	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第二百七十号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として令和八年四月十日次のとおり指定した。

令和八年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 調査を行う者の名称

金山町

二 調査地域

金山町大字横田字浜子、松水平地内

三 調査期間

令和八年四月十日から令和九年三月三十一日まで

（農村計画課）

**福島県告示第二百七十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から令和八年三月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十一日認可した。

令和八年四月十日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

**福島県告示第二百七十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和八年三月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二日認可した。

令和八年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

**福島県告示第二百七十三号**

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和八年二月十六日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和八年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在 地番 地目 面積（平方メートル）

白河市大信中新城字塩沢	三九番一	田	二、〇三四
同 市大信中新城字塩沢	四〇番一	田	二、〇三一
同 市大信中新城字塩沢	四一番一	田	六八九

二 農地の利用の現況

一 号遊休農地

三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻の栽培で利用

四 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由

借り受け希望者が明確であり、かつ、農用地として利用することが著しく困難な農地ではないため。

五 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和八年七月一日

2 存続期間 五年六月

3 借賃に相当する補償金の額 二二三、七二四円

六 その他参考となるべき事項  
(記載なし)

(農村振興課)

**福島県告示第二百七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林の所在場所

双葉郡浪江町大字井手畑川八の三、八の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第二百七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林の所在場所

双葉郡葛尾村大字葛尾字野行一〇〇の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、葛尾村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び葛尾村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第二百七十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和八年四月十日

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 二 二本松市上長折字鈴木内一九九の一  
保安林として指定された目的  
水害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

（森林保全課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字板庭字鷲柄二九五、三〇〇、三〇一の一、三〇一の四  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件  
（一） 立木の伐採の方法  
（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字川上字芦ノ口一三八の二、一三八の八  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件  
（一） 立木の伐採の方法  
（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字竹之内字竹之内二五二、大字塙字城山六  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 六 変更後の指定施業要件  
（一） 立木の伐採の方法  
（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字塙字沼ノ上七四から七九まで、八〇の二、八〇の三、八二の二、  
次のとおりとする。

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字台宿字関沢一七五、一七六、一七八の一から一七八の四まで、  
二一八、二一九の二から二一九の六まで  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件  
（一） 立木の伐採の方法  
（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字台宿字大久保三二の一、三二の二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 四 変更後の指定施業要件  
（一） 立木の伐採の方法  
（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字竹之内字竹之内二五二、大字塙字城山六  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 六 変更後の指定施業要件  
（一） 立木の伐採の方法  
（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。  
（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 七 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡塙町大字塙字沼ノ上七四から七九まで、八〇の二、八〇の三、八二の二、  
次のとおりとする。

- 八七の二、八九の二
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、埴町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡埴町大字植田字中ノ沢六七、六九、七一の一  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、埴町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡埴町大字真名畑字鎌田七〇の一、七二  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、埴町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡埴町大字真名畑字矢野草八九の一、九〇から九五まで、九九、一〇三の二、一〇五、一〇六  
保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、埴町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東白川郡埴町大字木野反字南沢八の一、九、一六の一、一七、一八、四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、五二、七六、七七の一、七七の二、八〇、八四、八五、八七から九〇まで、九一の二、九二、九三の一、九三の二、九六の一、九七の一、九七の二、九八、九九、一〇一の二、一〇三  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、埴町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び埴町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第二百七十八号**  
 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。  
 その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和八年四月十日
- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 一 河川の名称  
一級河川阿武隈川水系藤野川
  - 二 河川管理施設の名称又は種類  
右岸堤防

## 公告

- 三 河川管理施設の位置  
白河市関辺引目橋三十八番十地先から白河市関辺引目橋八十三番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 白河市長 鈴木 和夫 白河市八幡小路七番地一
- 五 管理の内容  
1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについて  
3 原則として道路専用施設に係る災害復旧  
4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間  
令和八年二月二十六日から道路の存続する日まで

(河川計画課)

## 公告第86号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（フレックスタイム制導入関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年4月10日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県庶務システム改修業務（フレックスタイム制導入関係） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年2月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
50,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(職員業務課)

## 公告第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、浪江都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
- 二 双葉郡浪江町のうち、大字権現堂字塚越及び上続町の各一部の区域
- 三 都市計画から除外される土地の区域
- 四 双葉郡浪江町のうち、大字権現堂字塚越の一部の区域
- 五 縦覧場所
- 六 福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び浪江町建設課
- 七 縦覧期間
- 八 令和八年四月十日から同月二十四日まで
- 九 意見書の提出
- 十 浪江都市計画道路を変更する案について、浪江町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課又は浪江町建設課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）